

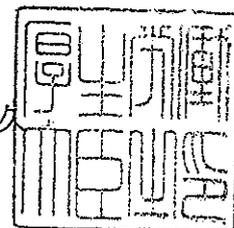
厚生労働省発基安0122第1号

平成 28 年 1 月 22 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙 1 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙 2 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 名称等の表示又は通知の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、亜硝酸イソブチル、アセチルアセトン、アルミニウム（名称等の表示の対象は、粉状のものに限る。）、エチレン、エチレンジグリコールモノブチルエーテルアセタート、クロロ酢酸、 $\text{O}-\text{三}-\text{クロロ}-\text{四}-\text{メチル}-\text{二}-\text{オキソ}-\text{二H}-\text{クロメン}-\text{七}-\text{イル}$ $\parallel \text{O} \parallel \text{O}$ ジエチル $\parallel \text{ホスホロチオアート}$ 、三弗化アルミニウム、 $\text{N} \cdot \text{N}$ ジエチルヒドロキシルアミン、ジエチレンジグリコールモノブチルエーテル、ジクロロ酢酸、ジメチル $\parallel \text{二} \cdot \text{二} \cdot \text{二}$ トリクロロ $-$ $-$ ヒドロキシエチルホスホナート（別名DEP）、水素化ビス（ $\text{二}-\text{メ}$ トキシエトキシ）アルミニウムナトリウム、テトラヒドロメチル無水フタル酸、 $\text{N}-\text{ビニル}-\text{二}-\text{ピロリドン}$ 、ブテン、プロピオンアルデヒド、プロペン、 $-$ $-$ ブロモプロパン、 $\text{三}-\text{ブロモ}-\text{一}-\text{プロペン}$ （別名臭化アリル）、ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム、ヘキサフルオロプロペン、ペルフルオロオクタン酸、メチルナフタレン、 $\text{二}-\text{メチル}-\text{五}-\text{ニトロアニリン}$ 、 $\text{N}-\text{メチル}-\text{二}-\text{ピロリドン}$ 、沃化物及びこれらを含む製剤その他の物を追加すること。

第二 施行期日等

一 施行期日

この政令は、平成二十九年三月一日から施行すること。

二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供の際にその名称等を表示しなければならない物のうち、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものとして、亜硝酸イソブチルを含有する製剤その他の物で亜硝酸イソブチルの含有量がその重量の二パーセント以上であるもの、アセチルアセトンを含む製剤その他の物でアセチルアセトンの含有量がその重量の二パーセント以上であるもの等を定めること。

第二 名称等の通知の対象となる物の追加

譲渡又は提供の際にその名称等を通知しなければならない物のうち、令別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものとして、亜硝酸イソブチルを含む製剤その他の物で亜硝酸イソブチルの含有量がその重量の〇・一パーセント以上であるもの、アセチルアセトンを含む製剤その他の物でアセチルアセトンの含有量がその重量の一パーセント以上であるもの等を定めること。

第三 施行期日

この省令は、平成二十九年三月一日から施行すること。